

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和3年7月20現在

□ 住居確保給付金（再支給の申請期間が延長されました）

- 要 件 ①離職して2年以内または休業により収入が減少した（※新規受付は要件が緩和されています。）
②そのほか収入・資産・求職要件などがあります。詳細は、窓口でご相談ください。
- 窓 口 市役所1階 福祉総務課 ☎ 0980-87-6025

□ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

- 要 件 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給するもの。
給付額 児童1人当たり一律5万円
- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
② ①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）※）の養育者であって、次のいずれかに該当する者（要申請）
※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする
・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）
支給日
①の申請不要対象者については、8月上旬を予定
②の要申請対象者については、申請受付・審査完了後速やかに支給します。

- 窓 口 市役所1階 こども家庭課給付係 ☎ 0980-87-0771

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

- 要 件 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①または②の要件を満たす方は、令和3年度保険税（料）が減免となります。
- ①世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 → 保険税（料）を全額免除
②世帯の主たる生計維持者のいずれかの収入減少（※）が見込まれる方
→ 保険税（料）の一部を減額
- ※保険税（料）の一部が減額される条件
世帯の主たる生計維持者が、以下の3つ全てに該当する場合、減免の対象となります。
- (1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険は除く）。
(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。
- 注1 介護保険料のみ、条件（1）と（3）を満たす方が減免の対象となります。
注2 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

- 市役所ホームページより申請書をダウンロードして郵送での申請にお使いいただけます。
[石垣市ホームページ] → [新型コロナウイルス感染症情報] → [市民向け情報]
●新型コロナウイルス感染予防と窓口混雑をさけるため、郵送による申請を推奨しています。

- 窓 口 【国民健康保険税】 健康保険課 ☎ 0980-87-9045
【介護保険料】 介護長寿課 ☎ // 82-7158
【後期高齢者医療保険料】 健康保険課 ☎ // 87-9040

